

入札説明書

石津雨水滞水管布設工事に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日

平成24年6月1日

2 入札に付する事項

- (1) 調達案件番号 4241000139
(2) 公表番号 42410400222
(3) 案件名称 石津雨水滞水管布設工事
(4) 業種 土木工事
(5) 工事場所 堺市堺区出島海岸通ほか
(6) 工期 契約締結日から平成26年3月18日まで
(7) 工事概要 (堺区出島海岸通、出島浜通、西区浜寺石津町西、石津西町)
区間距離 L = 2142.300m
シールド工 3250mm l = 2049.462m
管推進工 2400mm l = 59.630m
マンホール設置工 4か所
附帯工 一式
- (8) 工事担当課 堺市上下水道局下水道部下水道建設課
(9) 設計業務の受託者 サンコーコンサルタント株式会社
(10) 施工方式 特定建設工事共同企業体
(11) 前金払の有無 有(債務負担行為に係る契約の前金払の特則を適用する。なお、中間前金払は適用しない。)
各年度の出来高予定額の4割以内で2億円(計4億円)を限度とする。
(12) 部分払の有無 有(債務負担行為に係る契約の部分払の特則を適用する。)
平成24年度 1回以内、平成25年度 3回以内
(13) 支払限度額の割合 平成24年度 15%、平成25年度 85%(予算の都合により変更することがある。)
(14) 建設工事保険等の要否 要
(15) かし担保期間 2年間
(16) 本工事については、堺市上下水道局契約規程(昭和50年水道局管理規程第7号)第3条により準用する堺市契約規則(昭和50年規則第27号。以下「契約規則」という。)第19条の2第1項に規定する調査基準価格(以下「調査基準価格」という。)をあらかじめ設定する。
(17) 低入札価格調査の方法においては、堺市上下水道局建設工事低入札価格調査実施要領(平成20年制定。以下「低入札要領」という。)6(7)により、数値的失格基準を採用しないものとする。
なお、詳細については「調査基準価格設定工事の入札に関する説明書<数値的失格基準の不採用・特別重点調査設定案件(郵便入札)>」を参照すること。
(18) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
(19) 本工事の入札は、郵便により後記4の(3)に掲げる入札参加資格審査申請書類(以下「申請書類」という。)及び入札書等を送付する方式とし、あらかじめ予定価格を公表して行う。
なお、予定価格は平成24年7月2日(月)から次に掲げる公表場所において公表するとともに、後

記7の(2)に規定する認定の通知と併せて通知する。

(公表場所)

堺市堺区南瓦町3番1号

堺市財政局契約部契約課(堺市役所本館8階)

堺市市長公室広報部市政情報課(市政情報センター)(堺市役所高層館3階)

堺市契約課のホームページ

URL(http://www.city.sakai.lg.jp/city/info/_keiyaku/)

3 入札参加資格に関する事項

本工事の入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)は以下の要件全てに該当する者であること。

(1) 共同企業体の構成要件

ア 本工事は、特定建設工事共同企業体による共同施工方式とする。

イ 共同企業体は自主結成とし、構成員数は3社又は4社とする。

ウ 共同企業体の構成員の組合せは、後記(2)及び(3)の代表構成員の入札参加資格を満たす者と、後記(2)及び(4)の他の構成員の入札参加資格を満たす者との組合せとする。

エ 3社共同企業体の場合は、最低の出資比率は20%以上、4社共同企業体の場合は、最低の出資比率は15%以上とする。

ただし、代表構成員の出資比率は最大とする。

オ 本工事に入札参加資格審査申請(以下「申請」という。)を行った共同企業体の構成員は、本工事に別途申請している他の共同企業体の構成員を兼ねる(以下「構成員の重複」という。)ことができない。

なお、構成員の重複があった場合、当該構成員の属する全ての共同企業体の入札参加資格を認めないものとする。

カ 申請した共同企業体の構成員を変更することはできない。

(2) 代表構成員、他の構成員共通の入札参加資格

ア 平成24、25、26年度堺市建設工事、測量・建設コンサルタント入札参加資格(以下「本市入札参加資格」という。)又は平成25年3月31日まで有効の本市の特定調達契約案件に係る堺市建設工事入札参加資格のいずれかの資格を有する者であること。

なお、本市入札参加資格若しくは平成25年3月31日まで有効の本市の特定調達契約案件に係る堺市建設工事入札参加資格のいずれかの資格を有さない者又は本市入札参加資格を有する者で土木工事を希望業種にしていない者は、平成24年6月15日(金)午後5時までに後記5の入札参加資格登録の申請を行わなければならない。

イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していないこと(同条第2項各号のいずれかに該当すると認められてから3年を経過している場合を除く。)

ウ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条に規定する更生手続開始の申立て(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法(昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。)第30条に規定する更生手続開始の申立てを含む。)がなされている者(同法第199条に規定する更生計画認可の決定(旧法第233条に規定する更生計画認可の決定を含む。)を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条に規定する再生手続開始の申立てがなされている者(同法第174条に規定する再生計画認可の決定を受けている者を除く。)等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

エ 建設業法(昭和24年法律第100号)第28条第3項又は第5項の規定による営業停止を、本工事の入札参加資格審査申請締切日(以下「申請締切日」という。)から開札日までの間、受けていないこと(大阪府の区域以外の区域又は建設業法別表第1の上欄に掲げる土木一式工事(以下「土木一式工事」という。)以外の工事に係るものを受けている者を除く。)

オ 堺市上下水道局入札参加有資格者の入札参加停止等に関する要綱(平成16年制定)第2条により

準用する堺市入札参加有資格者の入札参加停止等に関する要綱（平成11年制定）に基づく入札参加停止（以下「入札参加停止」という。）又は入札参加回避を、本工事の申請締切日から開札日までの間、受けていないこと。

カ 本工事の申請締切日から開札日までの間、堺市上下水道局暴力団等排除措置要綱（平成16年制定）第2条により準用する堺市暴力団等排除措置要綱（平成22年制定）に基づく入札参加除外又は改正前の堺市建設工事等暴力団対策措置要綱に基づく入札参加除外（以下、これらを「入札参加除外」という。）を受けている者又は大阪府警察本部から本市に対し、暴力団等排除措置要綱に基づく通報等（以下「府警からの通報等」という。）があった者でないこと。

キ 本工事の設計業務受託者の発行済み株式総数の100分の50を超える株式を有していない者又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしていない者であること。

ク 本工事の設計業務受託者に発行済み株式総数の100分の50を超える株式を有されていない者又はその出資の総額の100分の50を超える出資を受けていない者であること。

ケ 代表権を有する役員が、本工事の設計業務受託者の代表権を有する役員を兼ねていないこと。

コ 組合や協会等の各種団体については、その構成員が本工事に申請を行っていないこと。

サ 本工事と同一月に公告された案件に複数申請を行う場合において、各々の案件において必要とされる現場代理人、監理技術者又は主任技術者（いずれも個別事項に定める要件を全て満たす者に限る。）を確保した上で申請を行っていること。

（3）代表構成員の入札参加資格

ア 土木一式工事について建設業法第3条に規定する特定建設業の許可を有する者であること。

イ 建設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受け、建設業許可行政庁から通知される経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書（以下「経審通知書」という。）について、次の(ア)から(ウ)までの要件を全て満たしていること。

(ア) 土木一式工事について建設業法第27条の29に規定する総合評定値（P）の通知（以下「経審」という。）を受けていること。

(イ) 平成22年11月15日以降の決算に基づく経審通知書を有しており、かつ、当該経審通知書において土木一式工事に係る経審の点数が1200点以上であること。

(ウ) 契約締結時においても、土木一式工事について有効な経審を受けていること。

ウ 仕上がり内径 2800mm以上で、かつ、工事延長2000m以上のシールド工事（一次覆工に限る。）の完成工事実績を元請として有する者であること。

（完成工事実績に関する注意事項）

平成9年4月1日から平成24年6月15日までの間に完成した工事に限る。

後記18の(2)に掲げる書類（以下「事後審査書類」という。）により施工が確認できるものに限る。

一 契約によるものに限る。

共同企業体での施工の場合で、2社共同企業体の場合は、最低の出資比率が30%以上、3社共同企業体の場合は、最低の出資比率が20%以上、4社以上の共同企業体の場合は、最低の出資比率が15%以上の構成員としての完成工事実績に限る。

エ 次の(ア)及び(イ)に該当する現場代理人を本工事の現場に常駐させることができ、かつ、本工事に専任で配置できる者であること。なお、オに規定する技術者との兼任を認めるものとする。

(ア) 契約締結日現在において、他の工事に、監理技術者、主任技術者、現場代理人等として配置していない者（従事中の工事の終期については、工事の完成検査確認日とする。また、単価契約の終期は契約期間の末日とする。以下同じ。）

(イ) 平成24年6月15日現在において、当該事業所と直接的かつ恒常的な雇用関係が事後審査書類により確認できる者

オ 次の(ア)から(イ)までの全てに該当する技術者を本工事の現場に常駐させることができ、かつ、本工事に専任で配置できる者であること。なお、エに規定する現場代理人との兼任を認めるものとする。

- (ア) 事後審査書類の提出日現在において、土木一式工事に対応する監理技術者の資格を有する者
- (イ) 仕上がり内径 2800mm以上で、かつ、工事延長2000m以上のシールド工事（一次覆工の全工程を含むものに限る。）において、監理技術者、主任技術者又は担当技術者（現場代理人を除く。）として従事した経験を有する者

（工事経験に関する注意事項）

対象工事は、平成9年4月1日から平成24年6月15日現在までの間に完成した工事に限る。

対象工事が施工されたこと及び技術者が対象工事に従事したことが事後審査書類により確認できるものに限る。

対象工事は、一契約によるものに限る。

対象工事が共同企業体での施工の場合において、2社共同企業体の場合は、最低の出資比率が30%以上、3社共同企業体の場合は、最低の出資比率が20%以上、4社以上の共同企業体の場合は、最低の出資比率が15%以上の構成員のもとでの経験に限る。

本工事の入札参加者ではない元請のもとでの経験も含む。

- (ウ) 契約締結日現在において、他の工事に、監理技術者、主任技術者、現場代理人等として配置していない者
- (エ) 平成24年6月15日現在において、当該事業所と3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係が事後審査書類により確認できる者

（4）他の構成員の入札参加資格

ア 土木一式工事について建設業法第3条に規定する一般建設業の許可又は特定建設業の許可を有する者であること。

イ 建設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受け、経審通知書について、次の(ア)から(ウ)までの要件を全て満たしていること。

(ア) 土木一式工事について経審を受けていること。

(イ) 平成22年11月15日以降の決算に基づく経審通知書を有しており、かつ、当該経審通知書において土木一式工事に係る経審の点数が700点以上であること。

(ウ) 契約締結時においても、土木一式工事について有効な経審を受けていること。

ウ 次の(ア)から(ウ)までの全てに該当する技術者を本工事の現場に常駐させることができ、かつ、本工事に専任で配置できる者であること。

(ア) 事後審査書類の提出日現在において、土木一式工事に対応する監理技術者の資格を有する者又は国家資格により主任技術者の資格を有する者

(イ) 契約締結日現在において、他の工事に、監理技術者、主任技術者、現場代理人等として配置していない者

(ウ) 平成24年6月15日現在で、当該事業所と直接的かつ恒常的な雇用関係が事後審査書類により確認できる者

4 入札参加手続きに関する事項

入札参加者は、申請締切日までに次のとおり申請を行い、入札参加資格の審査を受けなければならない。

（1）特定建設工事共同企業体の登録申請

ア 特定建設工事共同企業体の全ての構成員が本市入札参加資格を有している場合は、代表構成員のユーザーID・パスワードで堺市電子登録システムへログインし、特定建設工事共同企業体の情報について登録申請（以下「特定JV新規申請」という。）を行うこと。

なお、特定JV新規申請後に表示される完了画面からダウンロードできる「建設工事共同企業体協定書」については、使用しないこと。

イ 特定建設工事共同企業体の構成員に本市入札参加資格を有さない者がいる場合は、アに規定する手続きは不要とする。

（2）入札参加資格審査の申請

申請書類を本市指定の専用封筒(堺市財政局契約部契約課窓口で配布。) で一般書留郵便又は簡易書留郵便により郵送すること。

なお、申請は1通につき1工事のみとする。

(3) 申請書類

ア 入札参加資格審査申請書(共同企業体用)(様式1)(以下「申請書」という。)

イ 建設工事共同企業体協定書(様式2) の写し

提出する写しは、協定締結後のもので、かつ、構成員全者の記名押印、協定締結日等の記入が行われているものに限る。

ウ 全構成員の経審通知書の写し(平成24年6月15日現在で有効なもの)

エ 440円分の切手(入札参加資格の審査結果の通知用)

(4) 提出先

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号 堺市財政局契約部契約課

(5) 入札参加資格審査申請締切日

平成24年6月15日(金)(当日の消印有効)

(6) 申請の取下げは認められないので、十分検討の上、申請を行うこと。

(7) 申請に要する費用は入札参加者の負担とする。また、申請書類の返却は一切行わない(後記6のなお書きに規定する場合を除く。) ものとする。

(8) 申請書類に虚偽の記載があれば、本工事の入札参加を認めないものとし、入札参加停止を講じることができるものとする。

5 入札参加資格登録の申請に関する事項

本市入札参加資格又は平成25年3月31日まで有効の本市の特定調達契約案件に係る堺市建設工事入札参加資格のいずれかの資格を有する者以外で本入札に参加しようとする者は、次のとおり入札参加資格登録の申請を行わなければならない。

なお、本市入札参加資格を有する者で土木工事を希望業種にしていない者は、次のとおり業種追加の申請を行わなければならない。

(1) 申請方法及び申請書類

堺市特定調達建設工事等入札参加資格登録事務取扱要綱(平成21年制定) において、別途定める。

(2) 提出先

堺市堺区南瓦町3番1号 堺市役所本館8階

堺市財政局契約部契約課

(3) 入札参加資格登録申請期限

平成24年6月15日(金) まで

(土曜日、日曜日、祝日及び年末年始の休日を除く。)

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

6 申請の無効について

次のいずれかに該当する申請は無効とする。なお、無効となった申請書類については、申請した者が特定できた場合に限り返却するものとし、返却を求める場合は、社員証等の当該事業所との雇用関係が分かるもの及び担当者の印鑑(認め印で可とする。) を持参の上、堺市財政局契約部契約課の窓口まで届け出ること。

(1) 申請書類が一般書留郵便及び簡易書留郵便以外の方法で契約課に届けられたとき。

(2) 本市指定の専用封筒以外の封筒で郵送されたとき。

(3) 消印が押印されていなかったとき又は消印日が申請締切日より後であったとき。

(4) 申請書に、堺市建設工事等入札参加資格登録事務取扱要綱(平成20年制定) 第6条第8号又は堺市特定調達建設工事等入札参加資格登録事務取扱要綱(平成21年制定) 第4条第8号の規定に基づき本市に届け出た使用印鑑(以下「使用印鑑」という。) が押印されていなかったとき。

- (5) 1通の封筒に複数工事の申請書等が入っていたとき。
- (6) 同一工事について、同一業者から複数の申請があったとき（条件を備えた申請を有効とし、残りの申請を無効とする。また、条件を備えた申請が複数ある場合は、無作為で選んだ一つの申請を有効とし、残りの申請を無効とする。）
- (7) その他申請した者又は申請工事の特定ができなかったとき。

7 入札参加資格の事前審査及び審査結果の通知

- (1) 前記4の申請については、前記3に掲げる要件のうち、後記18の(1)に規定する審査項目以外の項目を申請書類に基づき審査（以下「事前審査」という。）するものとする。
- (2) 事前審査を行った結果、入札参加資格を有すると認められた（以下「認定」という。）入札参加者には、平成24年7月2日（月）に、代表構成員に対して郵便により認定の通知を行う。
- (3) 次のいずれかに該当した者は、入札参加資格を認めないもの（以下「不認定」という。）とする。
 - ア 事前審査の項目を満たさない者
 - イ 申請書類について不足がある場合
 - ウ 申請書類について、誤記、未記載等の不備がある者
- (4) 不認定となった者には、その旨の理由を付して平成24年7月2日（月）に、代表構成員に対して郵便により不認定の通知を行うものとする。
- (5) 不認定となった者は、不認定となった理由について説明を求めることができるので、説明を求める場合は、平成24年7月9日（月）午後5時までに堺市財政局契約部契約課へその旨を記載した書面を提出すること。

なお、不認定の場合であっても、申請書類の作成・提出に要する費用及び設計図書等の複写費用の返却はしないものとする。
- (6) 認定の通知を行った日から開札日までの間に入札参加資格を満たさなくなった者については、認定を取り消すことができるものとする。なお、その場合は、その旨の理由を付して郵便により通知を行うものとする。
- (7) 審査の結果、入札参加資格を満たす者が1者に満たない場合は、当該入札を中止する。

8 設計図書等の閲覧、貸出及び複写について

- (1) 設計図書等の閲覧
 - ア 閲覧期間
平成24年6月1日（金）から平成24年7月30日（月）まで
（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始の休日を除く。）
午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで
 - イ 閲覧を行う場所
堺市堺区南瓦町3番1号
堺市財政局契約部契約課（堺市役所本館8階）
- (2) 設計図書等の貸出
 - ア 貸出を希望する者は「設計図書等の貸出申請書（様式3）」を堺市財政局契約部契約課に提出すること。
 - イ 貸出期間
平成24年6月1日（金）から平成24年7月30日（月）まで
（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始の休日を除く。）
午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで
 - ウ 貸出を行う場所
堺市堺区南瓦町3番1号
堺市財政局契約部契約課（堺市役所本館8階）

- エ 設計図書等の貸出は1日単位となるので、貸出を行った日の午後5時までには必ず返却すること。
- オ 貸出を受けた設計図書等については、滅失、損傷をしないこと。
- カ 貸出を行うことができる設計図書等の部数は限りがあり、貸出の申出を行った当日に貸出できない場合もあるため、その場合は、別途貸出日を本市が指定するものとする。
- キ 公告時において明らかに、本工事の入札参加資格を有さない者と判断できる場合には、貸出を行わないものとする。

(3) 設計図書等の複写

設計図書等は、入札参加者の費用負担により市指定業者で複写することができる。

ア 市指定業者（所在地は、別紙「印刷会社位置図」参照）

(ア) 有限会社図面システムセンター

(イ) 有限会社ジー・アイ・エス近畿

(ウ) 株式会社カンプリ堺

イ 複写金額

14,085円（設計図書等が複写されたCD-ROMを購入する場合は、1,000円）

（取引に係る消費税及び地方消費税を含む。）

ウ 複写期間

平成24年6月1日（金）から平成24年7月30日（月）まで

ただし、各市指定業者の休業日には複写の申出及び受取を行えないため、複写の申出を予定している市指定業者に事前に休業日、営業時間等を確認した上で複写を申し出ること。

なお、申出後は複写の辞退はできないものとする。

エ 設計図書等の受領は、午前9時から正午に申し出た場合の受取は翌日以降、午後1時から午後5時に申し出た場合の受取は翌々日以降となる。

オ 複写した設計図書等は、本工事の入札の積算、見積り以外には使用しないこと。

カ 複写に係る費用は、申出時に支払うこと。

キ 設計図書等のうち、図面については複写の際に縮小しているものがあるため、縮尺には十分に注意すること。

ク 刑法及び独占禁止法に抵触する行為はしないこと。

(4) 希望者については、入札参加者の費用負担により下表の共通代価表等を市指定業者（所在地は、別紙「印刷会社位置図」参照）で複写又はホームページからダウンロードすることができる。

(下水道部)

| 名称 | 市指定業者 |
|-----------------------------------|---|
| 下水道設計標準図（平成20年4月版） | 有限会社図面システムセンター 株式会社カンプリ堺 有限会社ジー・アイ・エス近畿 |
| 下水道施設土木工事標準仕様書（平成23年1月版） | |
| ポンプ場・処理場施設 機械・電気設備一般仕様書（平成24年1月版） | |

堺市上下水道局のホームページ「事業者の方へ 下水道工事」

URL (http://water.city.sakai.lg.jp/gesui_k/)

(土木部)

| 名称 | 堺市土木部ホームページ「技術管理関係」からダウンロードすることができます。 |
|---------------------------|---------------------------------------|
| 土木工事共通仕様書（平成22年4月版） | 市指定業者での複写はできません。 |
| 土木工事施工管理基準及び規格値（平成22年4月版） | |

堺市土木部のホームページ「技術管理関係」

URL (http://www.city.sakai.lg.jp/city/info/_dokan/gijyutu.html)

(5) 設計図書等に関する質疑がある場合は、平成24年6月22日（金）午前10時までに、次の質疑先に「設計図書等に関する質疑書（様式4）」をファクシミリで送付すること。

(質疑先)

堺市財政局契約部契約課

FAX 072-228-7217

(6)(5)の質疑に対する回答は、認定の通知と同時に郵送するものとする。

9 入札に参加できない者

入札に参加できない者は、次のとおりとする。

(1) 本工事の入札参加資格を満たさない者

(2) 認定の通知を受けた後、開札までの間に入札参加資格を満たさなくなった者

10 入札保証金に関する事項

入札保証金は、契約規則第14条の2第3号の規定に基づき、免除する。

11 契約条項等を示す場所

以下に掲げる規則等及び契約書等については、堺市上下水道局のホームページ「契約・入札関係」において、閲覧することができる。

- ・堺市上下水道局契約規程(昭和50年水道局管理規程第7号)
- ・堺市上下水道局公共工事の前金払に関する規程(平成12年水道局管理規程第2号)
- ・堺市上下水道局入札参加有資格者の入札参加停止等に関する要綱(平成16年制定)
- ・堺市上下水道局暴力団等排除措置要綱(平成16年制定)
- ・堺市上下水道局建設工事等に係る競争入札等事務取扱要綱(平成16年制定)
- ・堺市上下水道局建設工事等に係る一般競争入札の実施に関する要綱(平成16年制定)
- ・堺市上下水道局建設工事共同企業体取扱要綱(平成16年制定)
- ・堺市上下水道局建設工事に係る総合評価落札方式の実施に関する要綱(平成21年制定)
- ・堺市上下水道局公共工事の前金払及び部分払に関する要綱(平成12年制定)

堺市上下水道局のホームページ「契約・入札関係」

URL (<http://water.city.sakai.lg.jp/keiyaku/index.html>)

12 入札方法等

(1) 入札方法

一般書留郵便又は簡易書留郵便により入札書等を送付すること。なお、入札に当たっては、認定の通知の送付時に同封する「郵便による入札の注意事項」等を参照すること。

(2) 入札回数

入札回数は、1回とする。

(3) 提出書類

ア 入札書

イ 工事費内訳書

(4) 提出期限

平成24年7月30日(月)まで((5)の提出先に必着のこと。)

(5) 提出先

〒590-8691 堺郵便局私書箱7号 堺市役所財政局契約部契約課

(6) 入札書に記載される金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

13 工事費内訳書の提出

- (1) 入札金額に対応した工事費内訳書(種別、数量、単価等必要な事項を記載したもの。以下同じ。)を入札書と一緒に郵送すること。
- (2) 提出する工事費内訳書は、専門業者から見積りを徴するものを除き、自らの責任で積算したものであること。
- (3) 工事費内訳書作成等においては、堺市契約課のホームページ「政府調達に関する協定(WTO)に基づく一般競争入札案件(平成24年6月1日公告)」に掲載している「調査基準価格設定工事の入札に関する説明書<数値的失格基準の不採用・特別重点調査設定案件(郵便入札)>」を熟読すること。
堺市契約課のホームページ「政府調達に関する協定(WTO)に基づく一般競争入札案件(平成24年6月1日公告)」
URL(http://www.city.sakai.lg.jp/city/info/_keiyaku/ippan2406wto.html)
- (4) 工事費内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、記載内容について契約上の権利義務を生じるものではない。

14 入札の辞退等

- (1) 入札参加者は、入札書提出期限までは、入札を辞退することができる。
ただし、入札書が到着後は辞退することができず、いかなる時点においても書き換え、引き換え又は撤回を認めないものとする。
- (2) 当該入札を辞退したことを理由として、以後の入札参加等に不利益な取扱いは行わないものとする。
- (3) 入札書提出期限までに入札書が到達していない場合は、入札を辞退したものとみなす。

15 入札の無効に関する事項

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札書が所定の日時、場所に到着しないとき。
- (2) 入札書に記入すべき事項の記入を欠き、又は入札書に記入した文字が判読できないとき。
- (3) 入札書に記名押印がないとき。
- (4) 入札金額を改ざんし、又は訂正したとき。
- (5) 1件の入札に対して2通以上の入札書を郵送したとき。
- (6) 入札保証金を納付すべき場合において、これを納付せず、又は納付金額が入札保証金の額に満たないとき。
- (7) 代理人による入札を行ったとき。
- (8) 数人が共同して入札を行ったとき。
- (9) 入札に参加する資格のない者が入札したとき。
- (10) 入札に関し不正な行為を行ったとき又は不正な行為が行われたおそれが非常に強いとき。
- (11) 入札書提出時に工事費内訳書を提出しない者が入札したとき。
- (12) 適切な積算がなされていない工事費内訳書を提出した者が入札したとき。
- (13) 予定価格を上回る価格で入札したとき。
- (14) 明らかに履行ができないと認められる低い価格で入札したとき。
- (15) その他入札に関する条件に違反したとき。

16 入札執行の中断、延期、取り止め等

前記7の(7)の場合のほか、入札執行の前又は執行中に、次のいずれかの事由が生じたときは、入札の執行を中断、延期、取り止め(以下「中断等」という。)を行う場合がある。

- (1) 天災地変等により交通途絶等の事由が発生したとき。
- (2) 入札執行を中断等すべきと判断するに相当する談合その他不正行為に関する有力な証拠をもって、通報されたとき。

- (3) 入札参加を認めなかった者を認めるべき事実があると確認したとき。
- (4) その他やむを得ない事由により入札の執行を中断等すべきと判断したとき。

17 開札等

- (1) 開札予定日時
平成24年7月31日(火) 午後1時00分
- (2) 開札場所
堺市堺区南瓦町3番1号
堺市財政局契約部契約課入札室(堺市役所本館8階)
- (3) 開札時の立会いは、本工事の認定の通知を受けた者のうち、あらかじめ選出した立会人及び任意により立会う立会人で行う。
- (4) 立会人は、使用印鑑を持参すること。
ただし、代表者ではなく代理人が立会を行う場合は、上下水道事業管理者宛ての委任状(独自様式で可とする。)及び代理人の印鑑を持参すること。
なお、入札者が立会わない場合は、当該入札事務に関係のない本市職員を立会わせて行うものとする。
- (5) 落札候補者の決定方法
 - ア 調査基準価格を下回る価格をもって入札を行った者がいない場合
前記15に定める入札の無効に関する要件(以下「無効要件」という。)に該当しない者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札候補者とする。ただし、落札候補者となるべき同価格の入札をした者が2者以上あるときは、くじにより落札候補者を決定するものとする。
 - イ 調査基準価格を下回る価格をもって入札を行った者がある場合
無効要件に該当しない者のうち、最低の価格をもって入札を行った者から、低入要領に規定する調査(以下「低入調査」という。)を行うものとし、同要領第6(8)イに掲げる基準を満たす者を落札候補者とする。ただし、落札候補者となるべき同価格の入札をした者が2者以上あるときは、当該基準を満たす者全てを落札候補者とする。

18 入札参加資格の事後審査

- (1) 次に掲げる審査項目については、開札後に落札候補者のみ審査(以下「事後審査」という。)を行う。
 - ア 前記3の(3)のウに規定する完成工事实績の要件
 - イ 前記3の(3)のエに規定する現場代理人並びに前記3の(3)のオ及び(4)のウに掲げる技術者の要件
 - ウ 申請した案件に配置する予定の現場代理人、監理技術者又は主任技術者(本工事と同一月に公告されたもので、かつ、申請した全ての建設工事を対象とする。)の雇用状況
- (2) 落札候補者は、落札候補者となった旨の通知を受けた日の翌日から起算して2日後(土曜日、日曜日、祝日及び年未年始の休日を除く。)の午後5時までに次のアからキまでの事後審査書類を契約課に提出すること。
 - ア 事後審査に係る誓約書(共同企業体用)(様式5)
 - イ 前記3の(3)のウに規定する完成工事实績を有することが確認できる以下の書類
 - (ア) 完成工事实績調書(様式6)
 - (イ) 次に掲げるa又はbの書類(完成工事实績調書に記載した建設工事が、一般財団法人日本建設情報総合センターが運営する工事实績情報システム(以下「コリンズ」という。)に竣工登録されていない場合に限る。)
 - a 契約書の写し(工事名、工事場所、請負代金額、工期、発注者及び受注者双方の押印が確認できるものに限る。また、共同企業体での施工の場合は、共同企業体名称及び各構成員の出資比率が確認できるものを含む。)
 - b 施工証明書(共同企業体での施工の場合は、共同企業体名称及び各構成員の出資比率が確認で

きるものを含む。)

(ウ) 当該工事の具体的内容(工種、構造、数量・数値等)が確認できる仕様書、図面等の資料(コリンズの登録内容又は(イ)に掲げる書類において、当該工事内容が確認できない場合に限る。)

ウ 前記3の(3)のオの(イ)に規定する技術者の工事経験を有することが確認できる以下の書類

(ア) 監理技術者調書(様式7)

(イ) 施工証明書(工事名、工事場所、請負代金額、工期、共同企業体名称及び各構成員の出資比率(共同企業体での施工の場合)並びに当該工事に技術者が従事したこと(以下「工事名等」という。)が確認できるものに限る。なお、当該工事がコリンズに竣工登録されており、かつ、コリンズの登録内容において工事名等が確認できる場合は不要)

(ウ) 当該工事の具体的内容(工種、構造、数量・数値等)が確認できる仕様書、図面等の資料(コリンズの登録内容又は施工証明書において、当該工事内容が確認できない場合に限る。)

エ 下表1に規定する技術者資格が確認できるもの

(表1)

| 配置する技術者の種類 | 確認書類 |
|------------|--|
| 監理技術者 | 監理技術者資格者証の写し(表裏両面)及び監理技術者講習に係る監理技術者講習修了証の写し(表面のみで可。) |
| 主任技術者 | 国家資格等を有していることが確認できるものの写し(各技術検定の合格証明書等) |

オ 現場代理人及び技術者(以下「技術者等」という。)の雇用が確認できるもの(原則として、下表2に規定するものに限る。)

(表2)

| 組織の形態 | 技術者等 | 確認書類 | |
|---------------|--|---|---|
| 法人 | 従業員（代表者含む。） 従業員が後期高齢者（3）の 場合 | 当該事業所名記載の健康保険被保険者証（4）の写し 後期高齢者医療被保険者証の写し及び 当該事業所名記載の前年分の源泉徴収票（5）の写し | |
| 個人 事業 所 | 健康保険法における 強制適用事業所（1） 任意適用事業所（2） | 従業員 従業員が後期高齢者（3）の 場合 | 当該事業所名記載の健康保険被保険者証（4）の写し 後期高齢者医療被保険者証の写し及び 当該事業所名記載の前年分の源泉徴収票（5）の写し |
| | | 代表者と同居の親族 代表者が後期高齢者（3）の 場合 同居の親族が後期高齢者（ 3）の場合 代表者及び同居の親族が後 期高齢者（3）の場合 | 国民健康保険被保険者証の写し 代表者の後期高齢者医療被保険者証の写し及び 技術者等の国民健康保険被保険者証の写し 代表者の国民健康保険被保険者証の写し及び 技術者等の後期高齢者医療被保険者証の写し 代表者の後期高齢者医療被保険者証の写し及び 技術者等の後期高齢者医療被保険者証の写し |
| | | 代表者 | 不要 |
| | | 従業員 | 当該事業所名記載の雇用保険被保険者証の写し又は 雇用保険被保険者通知書の写し |
| | 上記以外の個人事業所 | 雇用保険に加入できない165歳 以上の従業員 | 当該事業所名記載の前年分の源泉徴収票（5）の写し 及び生年月日が確認できる公的書類の写し |
| | | 代表者と同居の親族 代表者が後期高齢者（3）の 場合 同居の親族が後期高齢者（ 3）の場合 代表者及び同居の親族が後 期高齢者（3）の場合 | 国民健康保険被保険者証の写し 代表者の後期高齢者医療被保険者証の写し及び 技術者等の国民健康保険被保険者証の写し 代表者の国民健康保険被保険者証の写し及び 技術者等の後期高齢者医療被保険者証の写し 代表者の後期高齢者医療被保険者証の写し及び 技術者等の後期高齢者医療被保険者証の写し |
| | | 代表者 | 不要 |
| | | 従業員 | 当該事業所名記載の雇用保険被保険者証の写し又は 雇用保険被保険者通知書の写し |
| | <p>1 原則として、常時5人以上の従業員（代表者及び代表者と同居の親族を除く。）を使用する事業所</p> <p>2 強制適用事業所とならない事業所で日本年金機構（年金事務所）の認可を受けて適用事業所になった事業所</p> <p>3 75歳以上の者及び65歳以上75歳未満で一定の認定を受けた後期高齢者医療被保険者</p> <p>4 事業所名の記載がない場合は、健康保険組合等が発行する加入証明書等（従業員氏名、事業所名、資格取得年月日が確認できるものに限る。）を提出すること。</p> <p>5 源泉徴収票が発行されていない場合は、当該従業員の所得税等について、源泉徴収する旨の手続きを行っていることが確認できる書類（税務署等への届出書等）の写しを提出すること。</p> | | |

カ 配置予定技術者届（様式8）（全構成員について、それぞれ作成すること。）

キ カに記載した技術者等の雇用が確認できるもの（原則として、上表2に規定するものに限る。）

- (3) 事後審査の結果、入札参加資格を有すると認めるときは、その者を落札者として決定し、その旨を落札者に通知するものとする。ただし、低入調査を行う場合にあっては、事後審査の結果、入札参加資格を有すると認められた者で、かつ、低入要領6（7）に規定する調査において、当該契約の内容に適合した履行がなされると認められた者を落札者として決定するものとする。

なお、前記17の（5）のイの規定により落札候補者が2者以上ある場合で、事後審査及び低入調査の結果、基準を満たす者がなお2者以上ある場合は、くじにより落札者を決定するものとする。

- (4) 落札候補者になったにもかかわらず、事後審査書類を提出期限内に提出しない者及び事後審査の結果、入札参加資格を満たしていないことが判明した者（以下「事後審査不適格者」という。）が行った入札に

については、入札を無効とし、その旨の通知を行うものとする。

なお、この場合においても、申請に要する費用の返却はしないものとする。

- (5) 事後審査不適格者は、入札参加資格を認められなかった理由について説明を求めることができるので、説明を求める場合は、(4)に規定する通知を行った日の翌日から起算して2日後(土曜日、日曜日、祝日及び年末年始の休日を除く。)の午後5時までに契約課へその旨を記載した書面を提出すること。
- (6) 事後審査不適格者に対しては、入札参加停止を講じることができるものとする。

19 入札参加資格を満たさなくなった落札候補者又は落札者について

- (1) 上下水道事業管理者は、開札から落札決定までの期間において、落札候補者である共同企業体の構成員が前記3に掲げる要件(経審の点数に係るものを除く。)を満たさなくなった場合は、落札者とししないものとする。
- (2) 上下水道事業管理者は、落札決定から契約締結までの期間において、落札者である共同企業体の構成員が次のアに該当した場合は、契約を締結しないことができ、次のイ又はウに該当した場合は契約を締結しない。
 - ア 前記3に掲げる要件((2)のイ及び経審の点数に係るものを除く。)を満たさなくなった場合
 - イ 入札参加除外を受けた場合
 - ウ 府警からの通報等があった場合

20 違約金に関する事項

落札者が(1)又は(2)に該当した場合は、落札金額(入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額))の100分の3に相当する額の違約金を徴収するものとし、(3)に該当する場合は、違約金を徴収することができる。

- (1) 正当な理由なく期限までに契約を締結しない場合
- (2) 前記19の(2)のイ又はウのいずれかに該当し、契約を締結しない場合
- (3) 前記19の(2)のアに該当し、契約を締結しない場合

21 契約保証金に関する事項

落札者は、本市との契約の締結前に、次のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。

なお、保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額等は、契約金額の10分の1以上とする。

- (1) 契約保証金の納付(現金又は銀行保証の小切手に限る。)
- (2) 債務不履行により生じる損害金の支払を保証する銀行、上下水道事業管理者が確実と認める金融機関又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。)の保証
- (3) 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券(履行ボンド)による保証
- (4) 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結(定額てん補方式に限る。)
- (5) 国債又は地方債の証券(現物債に限る。評価額は評価金額(発行価格が額面金額未満であるときは、その発行価格)の10分の8とする。)

22 技術者等について

- (1) 技術者等の取扱いに関する用語の定義は、次のとおりとする。

ア 主任技術者

建設業法第26条に規定された主任技術者をいい、同法第7条第2号のイ、ロ又はハのいずれかに該当するものとする。

(建設業法第7条第2号抜粋)

- イ 必要許可業種に係る建設工事に関し学校教育法による高等学校・中等教育学校を卒業した後5

年以上又は同法による高等専門学校・大学を卒業後3年以上の実務経験を有する者で在学中に国土交通省令で定める学科を修めたもの

ロ 必要許可業種に係る建設工事に関し10年以上の実務経験を有する者

ハ 国土交通大臣がイ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものと認定した者

イ 監理技術者

建設業法第26条に規定された監理技術者をいい、監理技術者資格者証及び監理技術者講習に係る監理技術者講習修了証を有する者とする。なお、本工事に配置できる監理技術者は、財団法人建設業技術者センターに当該事業所が当該技術者を雇用していることを届け出ていることが確認できる者に限る。

ウ 常駐

技術者等が当該工事等の作業期間中、発注者又は監督員との連絡に支障をきたすことのないよう、特別の理由がある場合を除き、常に工事現場に滞在していることをいう。

エ 専任

技術者等を常時継続的に当該工事に配置し、他の建設工事に配置している技術者等との兼任を認めないことをいう。

(2) 技術者等は、当該工事等の契約締結日から完成検査確認日までの間、当該工事等に配置されているものとする。なお、当該技術者等を他の工事等に配置することはできないものとする。

(3) 次に掲げる期間について、技術者(現場代理人を兼任している場合を除く。)の常駐及び専任(以下、これらを「専任」という。)を要しないこととする。なお、当該期間は専任を要しないだけであり、当該技術者が本工事に配置されていることには変わりないことを留意すること。

ア 契約締結後、現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの間)。なお、現場施工に着手する日は、契約締結後に監督職員との打合せにおいて定める。

イ 本工事の検査が本市の都合により遅延した場合において、当初の検査日から実際の完成検査確認日までの期間

(4) 本工事に配置する予定の技術者(現場代理人を兼任している場合を除く。)が、他の工事に配置されているときは、次のいずれかに該当する場合に限り配置を認めるものとする。なお、当該技術者を他の工事に配置していることを理由に本工事に配置する技術者を変更することは認められないので、他の工事に配置している技術者等を届け出る場合は、他の工事の進捗状況を十分に把握した上で行うこと。

ア 当該技術者が他の工事に専任を要する技術者等として配置されているときは、本工事の契約締結日現在において、他の工事の検査が終了している場合。なお、本工事の契約締結日現在において、他の工事の検査が終了していない場合は、他の工事における技術者等の専任義務違反が生じる恐れがあるので十分注意すること。

イ 当該技術者が他の工事に専任を要しない技術者等として配置されているときは、本工事の契約締結後、現場施工に着手するまでの間に他の工事の検査が終了した又は当該技術者が他の工事に従事しなくなった場合

(5) 認定の通知を受けた後、入札までの間に技術者等を配置できなくなった場合等は入札を辞退すること。

(6) 事後審査において届け出た技術者等は、正当な理由(技術者等の死亡、傷病又は自己都合による退職等、真にやむを得ない理由)として市が認める場合のみ変更を認めるものとする。

(7) 本工事に配置した技術者等は、正当な理由(市の事情による工期の変更、技術者等の死亡、傷病又は自己都合による退職等、真にやむを得ない理由)として市が認める場合のみ変更を認めるものとする。

(8) 本工事にあつては、建設業法第7条及び第15条に定める営業所専任技術者を配置することはできないので十分注意すること。

(9) 本工事に技術者等が適正に配置できない場合は、入札参加停止を講じることがあるため、申請は技術者等の入札参加資格、自社の技術者等の配置状況及び受注中の工事等の進捗状況等を十分に把握した上

で行うこと。

23 その他

- (1) この調達、政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
- (2) 契約手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 当該入札手続における入札参加資格の確認その他の手続に関し、堺市入札監視等委員会に対して苦情の申立てをすることができる。
- (4) 入札参加者は、入札参加申請を行う前に必ず設計図書、工事請負契約書等を熟読し、地方自治法、同法施行令、建設業法、同法施行令等の関係法令並びに契約規則及び堺市上下水道局一般競争入札参加者心得（郵便入札用）を遵守しなければならない。
- (5) 入札参加者は、設計図書等において、技術者等に関し入札公告に定める資格以外に別途必要な資格等の指示がある場合又は入札公告に定めていない技術者等について別途指示がある場合は、契約を履行する上で当該資格等及び技術者等が必要となることを十分に把握した上で申請を行うこと。
- (6) 入札参加停止を受けている者、入札参加除外を受けている者又は府警からの通報等があった者を落札した建設工事の下請負人又は再委託先とすることはできない。
- (7) 入札参加者は、申請後、認定の通知を受けた後又は開札後等の時点において、前記3に掲げる要件を満たしていないことが明らかとなった場合は、速やかに本市に報告すること。
- (8) 公開されている全ての入札参加者が、当該入札の入札参加資格を満たしていたとは限らないので、留意すること。
- (9) 第三者から入札参加者の入札参加資格に関し、疑義がある旨の通報等があった場合は、当該入札の結果如何にかかわらず、当該入札参加者の入札参加資格に関する調査を実施することができるものとする。

24 問合せ先

堺市財政局契約部契約課

堺市堺区南瓦町3番1号

電話 072-228-7472 FAX 072-228-7217